

令和 7 年 3 月 14 日

◎三石委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

(9 時 58 分開会)

御報告いたします。昨日の委員会で細木委員から教職員・福利課に要請のありました資料の提出がありましたので、委員の皆様に配付しております。

本日の委員会は、昨日に引き続き、「付託事件の審査等について」であります。

《教育委員会》

《報告事項》

◎三石委員長 教育委員会から、3 件の報告を行いたい旨の申出がありますので、これを受けるといたします。

〈教育政策課〉

◎三石委員長 それでは、「第 3 期教育等の振興に関する施策の大綱及び第 4 期高知県教育振興基本計画の改訂案について」教育政策課の説明を求めます。

◎鈴木参事兼教育政策課長 令和 6 年 3 月に策定をしまして、今年度から令和 9 年度までの 4 年計画として運用されております、第 3 期教育等の振興に関する施策の大綱及び第 4 期高知県教育振興基本計画につきまして、今般の社会情勢、また教育動向等を見据えまして、来年度に向けて年次改訂を予定しています。その案について御報告させていただきます。

まず、内容について御説明させていただく前段としまして、今般の年次改訂の背景の一つともなります、本県の教育の現状につきまして、現行の大綱などにおいて設定しております、確かな学力、健やかな体、豊かな心という 3 つの基本目標において掲げております測定指標の状況によりまして、簡単かつ駆け足ではございますが御説明させていただきます。

資料 3 ページを御覧いただければと思います。先ほど申しました基本目標の 1 つ目の「確かな学力の育成と、自己の将来とのつながりを見通した学びの展開」についての測定指標と最新の状況についてです。

学力につきましては、左側に義務教育段階についての測定指標と、左下にグラフを付させていただきます。左下のグラフにございますように、義務教育段階では、全国調査等々で見られますものは近年は改善傾向にございましたものの、今年度は、全国調査におきまして、グラフの赤い線が全国平均と付していますけれども、小学校は、国語、算数ともに前年度より平均正答率が低下してしまして、特に算数は全国平均を下回った状況になっています。また、右側の中学校も、前年度より低下してしまして、全国平均には達していない状況となっています。いずれも、中段に測定指標として掲げております、それぞれの測定指標でございますけれども、いずれも現時点では達成はできていない状況になってい

ます。

一方、右側の高等学校段階は、右下側にグラフがございますけれども、2つありますグラフの上のほう、学力定着把握検査結果となっておりますグラフを御覧いただければと思います。一定の学力定着があるとされるC層と言われます生徒、C層以上の割合が67.8%と、令和6年度の段階ではなっておりまして、測定指標としましては65%以上とすると掲げていますので、測定指標の目標は今年度達成できている状況になっています。

次の4ページを御覧ください。こちらは基本目標の2つ目「健やかな体の育成と、基本的な生活習慣の定着」という基本目標に関連します測定指標と最新の状況になっています。特に体力の状況については、測定指標となっておりますもの3つございますが、特に御紹介いたします一番上の黒丸にございますように、小中学校の体力合計点が継続的に全国平均を上回るというのを、測定指標として掲げています。下に4つのグラフ、小学校、中学校、男子、女子とございますけれども、赤の全国平均と比べますと、4年連続で小中男女ともに全国平均を上回った状況となっています。他方で先ほどの測定指標にお戻りいただきますと、後段部分に平成30年度の全国平均値まで改善をさせるという、コロナ禍前の状況まで戻すといったものも測定指標として掲げていますけれども、グラフにお戻りいただきますと、折れ線グラフの右下側にそれぞれ表を掲げています。平成30年度と比べる表を掲げていますけれども、コロナ禍以前の平成30年度の数値までにはまだ戻っていない状況になっているところです。

続きまして、7ページを御覧いただければと思います。こちらは基本目標3つ目の「豊かな心の育成と、多様性・包摂性を尊重する教育の推進」という基本目標に掲げます測定指標の一つとして、不登校に係るものです。不登校につきましては、下側にグラフが幾つかございますけれども、新規の不登校の児童生徒数の割合は、全校種ともに前年度よりは増加をしている状況となっておりますが、中学校、高等学校におきましては全国平均を下回った状況となっております。また、その下に、学校内外で相談指導等を受けている割合というグラフがございますけれども、前年度より向上しておりまして、全国平均を大きく上回った状況となっております。その上で総括的に見ますと、右側に参考というグラフがございますけれども、全体の不登校の児童生徒数の割合は、小中学校は昨年度の比較においては増加はしておりますものの、小中学校また高等学校ともに2年連続で全国平均を下回っているという状況です。

以上が、概略ではございますけれども本県の教育の現状でございます。

8ページの資料は、冒頭申し上げましたように、今年度、昨年4月から運用が開始されております第3期教育大綱などの策定と関係性のイメージをお示ししたものとなっております。上側に黒丸が幾つかございますが、一番下の黒丸に下線を引いています。冒頭申し上げましたように、社会の動向ですとか、先ほど来御説明しました本県の教育の状況、また、

この後御説明しますが、今年度、様々な教育に関わる関係者の方とも対話をしておりまして、頂いた御意見、あるいは1年目の成果課題等々も踏まえまして、より一層取組を強化をするためにこの3月に年次改訂を行うものが本日御報告する内容となっています。

ページ飛びまして10ページを御覧いただきますと、今般、特に年次改訂で強化します主な改訂ポイントについてまとめた資料となっています。学力向上・定着の取組の強化、地域への理解と愛着を育むキャリア教育等の推進、今後の高等学校の在り方を踏まえた魅力化・特色化、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保、学校の水泳授業等におけるさらなる安全対策に向けた取組強化。この5点を主な改訂ポイントとした上で、右下に赤い記載がございますけれども、高校生などの意見を聞きました高校生版の次世代総合教育会議ですとか、あるいは若年の教職員の皆さん等との対話において頂いた意見、声も参考にさせていただいた上で年次改訂を図ろうとする内容となっています。より具体的な内容につきましては次のページを中心に御説明します。

11ページ以降の資料につきましては、具体的な内容についてお示しをしたものになってまして、星印ですとか、下線をつけているものが今般の年次改訂で強化をした内容となっています。いずれにしても来年度に向けた年次改訂となっていますので、主立った内容は、昨日、各課より御説明しました来年度に向けた予算案の内容とも重複をしますので、簡略的に御説明をさせていただければと思います。

資料の左側に学力向上・定着の取組の強化という主な施策の記載がございます。星印となっておりますものの、左下がございますけれども、例えば対話型のAIの活用ですとか、その右側がございます全ての県立高校に授業デザインプロジェクトチームを設置しまして、組織的に学力向上を図っていくといったこと、それを取組の強化として年次改訂のポイントとして掲げているところです。

右側は、地域への理解と愛着を育むキャリア教育等の推進でして、中ほどに4つほど星印のものがございます。左上がございます、小中学生が企業や産業の現場を実際に体験をするツアーの実施ですとか、右上の星にございます、地域の文化や県内企業を学ぶ取組について支援をするもの、左下がございます、高校生が県内の産業や文化を学ぶ宿泊型の研修を行うもの、こういったようなものを実施することによりまして、より一層、県内の産業、あるいは文化、また地域の伝統文化等を知る機会をより一層拡充をしていくといったことを年次強化のポイントとして掲げているところです。

続きまして13ページを御覧いただければと思います。特に御紹介しますのが、左下がございます、今後の高等学校の在り方を踏まえた魅力化・特色化です。昨日、予算等でも関係課から御説明しましたがけれども、来年度から始まります県立高等学校の振興再編計画で示しております、学校の魅力化・特色化などを進めるために、県立高等学校のアクションプランの推進ですとか、地域コンソーシアムの構築、学校と地域とをつなぐ魅力化コーデ

ィネーターの配置、あるいは地域みらい留学への参加校の拡大などによりまして、プロモーションの強化等を行っているものを内容として掲げています。

右上に、学校の水泳授業等における、さらなる安全対策に向けた取組強化としまして、黒星で掲げています。こちらにつきましては、水泳授業におきます事故防止、安全管理を徹底をするために、県内公立小学校の教員を対象とした、外部講師による安全管理研修などを実施してまいります。

また右下にございますように、就学前教育・保育の質の向上につきましては、引き続き取組を図っていくところになっています。

14ページを御覧ください。不登校対策について中心に御説明します。右下に主な施策として不登校対策について掲げていますけれども、御覧のように早期発見・早期支援の実施、あるいは魅力ある学校づくりの推進強化は引き続き取組を図ってまいりますほか、右下側の星印にございます不登校児童生徒の多様な教育機会の確保につきましては、校内サポートルームの設置・拡充ですとか、市町村が設置する「学びの多様化学校」への支援、あるいはフリースクール等への支援、また心の教育センターにおきます、メタバースなどの活用などによりまして、一人一人のニーズに応じた多様な教育機会、居場所の確保に向けた取組の強化を図っていければと考えています。

続きまして18ページを御覧いただければと思います。特に御紹介しますのは、左下でございます学校の働き方改革・教職員の魅力発信等の強化です。子供たちに向き合うという本来業務に教職員がより取り組めるようにするために、働き方改革等を実施をしていくものとなっています。働き方改革につきましては、昨日も予算等で御説明しました、専門的知識を有する事業者が伴走支援を行うモデル事業の実施ですとか、また若年教員同士の横のつながりをつくることなどによりまして、定着支援などに取り組んでいければと考えています。また人材確保に向けましては、今申し上げましたような働き方改革などによりまして職場環境の整備を推進しつつ、学生などに教職員の不安払拭にも取り組みながら、併せて教師のやりがいですとか、魅力の発信の強化などに取り組んでいければと考えています。

その上で19ページ以降の資料につきましては、冒頭も申し上げましたように、今年度、あるいは大綱等計画を策定するに当たり昨年度におきまして、高校生、大学生、あるいは若年、中堅の教職員といった教育の当事者、関係者と、教育長をはじめ教育委員会が対話を実施しておりまして、その対話で出た声などを踏まえまして、大綱等にどのように反映をしているかといったものも整理して御紹介した資料となっています。頂戴した様々な声は、先ほど御紹介しました、例えばキャリア教育の推進、あるいは高校の魅力化・特色化、そして働き方改革の推進などの取組の内容の充実に当たりまして、策定、また今回の年次改訂の内容に適宜反映をさせていただいています。

今般の年次改訂の内容の概要については以上です。来年度も引き続き、市町村教育委員会、関係機関とともにこの年次改訂を行いまして、さらに取組などを充実をさせました今期の教育大綱などに基きまして、しっかりとPDCAサイクルを回しながら慎重に決定いたしまして、本県の教育振興をより一層図っていただければと考えています。

私からの説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、教育政策課を終わります。

〈小中学校課・高等学校課〉

◎三石委員長 次に、「教職員の懲戒処分について」小中学校課と高等学校課の説明を求めます。なお、質疑は併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

初めに、小中学校課の説明を求めます。

◎蛭子小中学校課長 小中学校課の資料を御覧ください。教職員による不祥事が相次いで発生しており、大変申し訳ございません。小中学校に関わる2件の教職員の懲戒処分について御説明させていただきます。

まず1件目の事案は、飲酒運転を行った香美市立大柘中学校教諭に対して、免職の懲戒処分を行ったものです。概要につきまして説明させていただきます。香美市立大柘中学校教諭は、令和6年10月26日18時30分過ぎから21時過ぎまで、高知市内の居酒屋でハイボールを大ジョッキで6杯程度飲酒した後、自家用車を運転しました。その後、21時30分頃、同教諭は、高知市北本町の道路で歩行者道路の段に乗り上げ、電柱にぶつかって、右側に横転し、病院に運ばれました。同教諭は、負傷した右腕を処置された後、高知県警察の呼気検査を受けたところ、呼気1リットル中0.4ミリigramのアルコール濃度が検出され、その後、12月9日、高知地方検察庁へ送致されました。

以上となります。

続いて2件目の事案は、盗撮の容疑で逮捕された高知市立旭小学校教諭に対して、免職の懲戒処分を行ったものです。概要につきまして説明させていただきます。高知市立旭小学校教諭は、令和6年12月7日午後4時40分頃、高知市内の商業施設の店舗内で、未成年であると認識した上で、女性の背後に近づき、しゃがみ込んで、スマートフォンをスカートの下に数回差し込み、動画を撮影しました。さらに、同教諭は同施設内のほかの店舗においても短めのスカートをはいた女性の背後に近づき、未成年であると認識した上で、スマートフォンをスカートの下に差し込み、動画を撮影しました。その後、同教諭は、盗撮行為が発覚し、現行犯逮捕され、警察の取調べにおいて、ほかにも複数回の盗撮行為を行っていたことを認めました。

以上となります。

◎三石委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎並村高等学校課長 続きまして高等学校課の資料を御覧ください。まず1件目の事案ですが、知人の成人女性に対し、不同意に身体に接触するわいせつ行為を行った、県立高知小津高等学校教諭に対し、停職3月の懲戒処分を行ったものです。同教諭は、令和6年11月、県内の飲食店において、県内在住の知人女性に対し、同意を得ず身体に接触するわいせつな行為を行いました。女性が学校に相談したことから事案が発覚をいたしました。

続いて2件目の事案は、生徒に自身の電子タバコを提供し、一緒に喫煙をした県立幡多農業高等学校教諭に対し、停職3月の懲戒処分を行ったものです。同教諭は、令和6年9月25日、学校敷地内に駐車した自家用車内で、喫煙に興味があると話していた生徒に対し、自身の電子タバコを提供し、一緒に喫煙をしました。同教諭は、事案発覚後の管理職及び県教委の調査に対し、身に覚えがないなどと虚偽の証言を行いました。学校は警察に届出を行い、同教諭は警察の取調べにおいて行為を認め、同年12月10日、県青少年保護育成条例違反により高知地方検察庁へ送致されました。

続いて3件目の事案は、学校等において、生徒に抱きつくなど不適切な行為を複数回行った県中部の県立高等学校講師に対し、免職の懲戒処分を行ったものです。本事案につきましては、生徒のプライバシーその他の権利利益の保護の観点から、被害者から同意を得た内容についてのみ公表させていただきました。

4件目は、酒気帯び運転を行った県立高知追手前高等学校吾北分校、会計年度任用職員に対し、免職の懲戒処分を行ったものです。同職員は、令和6年8月30日午後6時頃、買物の帰宅途中に強い眠気を感じ、道路脇の待避所に駐車して、車内で焼酎を飲んで寝ました。駐車した待避所には傾斜があり、何らかの理由で車が後進して国道に進入し、愛媛方向に向かっていた自動車と衝突しました。その後、同職員は、飲酒をしていることを自覚しながら待避所まで車を運転して戻しました。同日午後7時30分頃、事故現場において警察による飲酒検知を受けたところ、基準値以上のアルコール濃度が検出され、酒気帯び運転で検挙されました。その後、高知区検察庁に送致され、同年12月26日、同職員は略式起訴され、令和7年1月8日、高知簡易裁判所より罰金30万円の略式命令を受けたものです。

以上となります。

本来、教職員は、児童生徒を守りながら、大人として社会人としての一步を正しく導く責務を持つ、極めて崇高な使命を有するものであります。そのような立場にある教職員の一部が人を傷つける、法令等に違反する事案を起こしたことについて、県教育委員会として大変重く受け止めております。教職員による不祥事が相次いでいる危機的状況を受け、県教育委員会は令和7年1月24日に市町村教育長及び県立学校長緊急合同会議を開催し、県教育長が訓辞、講話を行うとともに、新たに不祥事全般に共通する防止対策改訂版

を公表するなど、一丸となって不祥事防止に取り組んでいるところです。不祥事を自分事として捉え、これを起こさせない、高め合う組織づくりを、管理職主導の下、会計年度任用職員も含めた教職員総出で進めることで、県民の皆様の信頼を回復できるよう取り組んでまいります。

以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 昨日、冒頭に教育長から、県民の信頼を大きく損ねたとお話もありました。教育長自身も心痛めて、不祥事の対策の改訂版も出したりという対応はされたと思いますが、その都度こういう不祥事があったときに、県民に対して謝罪と説明をされなかったという対応については、私は支持はしないし、非常に残念と思います。そういうことを踏まえた上で、どうしてこんなに、今も調査中の案件があるということで、不祥事がなかなか収まらない、底なしで発生をしている大きな要因について、教育長はどのように考えているのか。それと、次期の教育長に対して、不祥事根絶するために伝えたいメッセージがあれば。その2点をお答えください。

◎長岡教育長 まず最初にですけれども、基本的には県民の方々には私の口から謝罪はしてまいりました。確かにマスコミの方々の前で直接私の口からしていない場面もあったかも知りませんが、基本的にはコメントも出して、併せて県議会の皆さん、県民の代表の方々の前で、県民に対して謝罪の言葉は出してきました。さらに私の場合はマスコミの方々と懇談会も開催しまして、マスコミの方々に私の考え方を直接お話もさせていただきました。その場面でいろいろな御質問も頂いてきたところです。私から県民の方々に謝罪をしていないということは私としてはなかったと考えております。

あわせて、なぜこのようなことになっているのかにつきましては、本当にこれは申し訳ないと思うところです。私自身の力不足もあると思います。私ら職員一人一人、高い志を持って、高知家の教員として一丸としてやっていこうと。高知県の教育をみんなでチームの一員として高めていこうという思いを一人一人にまで持たせることができなかった。そういう意味では私の力のなさであったのかと思います。そういったことも含めまして、今もお話がありましたが、1月24日に緊急に全ての教育長、県立学校長を集めて、なお今からやっていこうというお話もさせていただきました。その中では、当然、全員が集まって、私のメッセージを真ん中に置いて、どうすれば各学校、各地教委で不祥事をなくしていくことができるのかを全員で話し合ってくれと話もさせていただきました。あわせて、その中では、当然、現代的な課題である、ハラスメントであったり、児童生徒暴力であったり、こういったものについては学んでくれと。これを行った場合は厳罰でいくといったようなお話もさせていただいたところです。さらには、一人一人の教職員はどういうことを考えているのか。何に不満があって、今何に困っているのか。そういったことを管理職と一人

一人が徹底的に話し合ってくれと。その中で県教委にこんなことをしてほしいという意見があれば、私たちに届けていただきたいと話もさせていただいたところです。さらに、うちの職員が各学校を回って、どういう話をされたのか、あるいはどういう要望が出たのか、そういったものも聞かせていただくとお話もさせていただいたところです。しかし、まだまだそれが全ての教職員にまで行き届いていないことについては全く私の力不足であると思っております。この点については、粘り強く、最後の最後まで、私は職員の方々と話をしていきたいと思っております。そして、次の教育長には、こういったことが出ないように、十分に学校の教職員と話をし、子供たちのために一丸となってやろうという思いを持つ組織にして送りたいと考えております。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、小中学校課、高等学校課を終わります。

〈高等学校振興課〉

◎三石委員長 次に、「県立高等学校振興再編計画（案）について」高等学校振興課の説明を求めます。

◎野田高等学校振興課長 この3月末に策定予定であります県立高等学校振興再編計画（案）の概要を御報告をさせていただきます。

説明資料1ページです。計画の期間ですけれども、令和7年度からの8年間といたしまして、前期そして後期の実施計画に分けて取り組むこととしております。

計画の基本的な考え方としまして、多様性への対応や共通性の確保と、地域とのつながりによる教育の質の向上及び環境の充実、また、適切な配置と学校規模の確保による学びの機会保障を掲げています。

主な取組としてお示しをしております、まず左側にありますように、県立高等学校33校を5つのグループに分類いたしまして、学校規模の目安を示し、再編等の基準を設定しました。その中で、下にあります米印で示しておりますように、グループCの中山間地域等の小規模高校には、地元市町村と連携しまして、生徒数の確保に向けたアクションプランの策定、実行に取り組むこととしております。

資料の右側に移りまして、次期計画におきましては、②学校のさらなる魅力化・特色化を推進として、教育内容を充実させるための、学校だけで取り組むことなく、地元市町村、そして大学や企業等、関係機関との連携・協働を進めてまいります。また全国生徒募集の取組の拡充、そして広報活動の充実を図ってまいります。

その下、③です。地域や学校の枠組みを超えた協働的な学習の充実では、デジタル技術の活用により県立学校全体のネットワークづくりを進めまして、本県の強みであります遠隔教育をさらに拡充させてまいります。また、通信制の学びにはデジタル技術を取り入れていきますことや、海外留学、海外姉妹校との交流、グローバル教育を推進してまい

ります。

④定時制・通信制の再編についてです。定時制では、特に夜間課程で生徒数が減少しております。いわゆる勤労青年と言われる生徒の減少といった要因があるものと思いますけれども、この現状を踏まえまして、東部、中央部、西部といった地域ごとの設置に向けた検討を行いますとともに、現在の12校から6校程度に再編していくことを考えております。通信制の課程は、自分のペースで学ぶことができるといった特徴から、全国的には生徒数が増えております。この通信制の学びを充実させる観点から、各地域の高等学校を通信制の学びができる協力校としていくことの検討を進めてまいります。

⑤多様な学びのニーズに対応した学校・コースの設置の検討についてです。不登校生徒、日本語指導が必要な生徒など、生徒1人の学びのニーズが多様化しております。こういった現状に対応いたしますため、1つの高等学校に、全日制・定時制・通信制の3つの課程を併置した多様な学び方ができる高等学校や、日本語指導の必要な生徒を対象とするコースの設置について検討することとしております。

⑥入試制度・入学定員の見直しについてです。現在、同じ制度の下で行っております入学者選抜について、学校の特色、そして全国生徒募集に対応した制度に見直しを行っていきますことでありまして、入学定員と入学者数に乖離があり、今後も生徒数の減少が見込まれますことから、令和14年度までに全日制の入学定員を少なくとも1,200人以上減らすこととしております。この入学定員につきましては、令和8年度の入試から段階的に減らしてまいります。

以上が次期計画の概要です。

2ページ以降に、今、御説明しました内容に関連します参考資料を載せています。2ページが県立高等学校の入学者数の現状・推移等です。3ページには、中山間地域における高等学校の取組ということで、市町村と一緒となるアクションプランの策定実行に関する資料です。4ページは、各地域で通信制の学びができるような通信制協力校のイメージ図です。5ページに全日制・定時制・通信制の3課程を併置いたしました多様な学び方ができる高等学校のイメージです。また、その後の資料としまして次期計画の案をつけさせていただいております。

この計画の案につきましては、1月21日から2月28日までパブリックコメントを実施しまして、20件の御意見を頂いたところです。頂いた御意見を検討しました上で、この3月末、次期計画を策定しまして、令和7年度以降、この計画をしっかりと進めてまいります。

説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校振興課を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

《警察本部》

◎三石委員長 次に、警察本部について行います。

まず、議案について本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は、各説明者に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎高清水警察本部長 議案の説明に先立ちまして1件御報告がございます。報償費の不正受給及び職務懈怠を行った県警察職員につきまして、このたび懲戒処分としましたので御報告します。当該職員は、令和5年12月及び令和6年1月分の駐在所家族報償費を不正に受給したほか、令和6年2月、定められた職務を懈怠したものであり、本年1月24日付で停職6月の懲戒処分としました。現職警察官がこのような事案を起こし、県警察に対する信頼の低下を招いたことにつきましては、公金を適正に取り扱うべき立場にある県警察として重く受けております。県民の皆様に深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。なお、詳細につきましては、警務部長から説明させていただきます。

それでは、警察本部提出の予算議案2件、条例議案1件の計3件について御説明します。

説明資料2ページの令和7年度当初予算施策体系を御覧ください。予算編成に当たりましては、令和7年の高知県警察の運営指針を「高知県の安全・安心を守る強く優しい警察～県民に寄り添い、ともに歩む～」といたしまして、県民の期待と信頼に応える警察を確立し、県政運営指針にも掲げられております安全・安心な高知県を実現するため、5つの重点目標を設定し、実現に向けた取組を推進することを基本方針といたしました。人件費を除いた政策的な予算は60億8,840万7,000円で、前年度と比較いたしまして1億921万2,000円、約1.8%の減額としております。減額の主な要因としましては、宿毛警察署の建設事業や、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に伴うシステム改修事業などが終了したことによるものです。

説明資料の3ページを御覧ください。令和7年度の当初予算見込額は、款14警察費の欄に記載しておりますとおり、総額で226億1,200万2,000円です。科目別では、項1警察総務費が199億8,647万7,000円。項2警察活動費が26億2,552万5,000円となっております。主要な事業としましては、室戸警察署建設事業、南海トラフ地震対策事業、奈半利駐在所建設事業、警衛警備対策事業などです。

続きまして債務負担行為について御説明します。4ページを御覧ください。上から6つ目の情報管理システム電源装置賃借料から、次の5ページの1つ目の電子線マイクロアナライザ賃借料までの5件の債務負担行為をお願いするものです。

続きまして令和6年度高知県一般会計補正予算につきまして、6ページを御覧いただければと思います。補正予算見込額は、款14警察費の欄に記載のとおり、8,187万4,000円の

減額としております。主な補正理由は、当初見込んでおりました退職者数に変更があったことによる退職手当の増額や、各事業の入札残などを減額したことによるものです。

次に、繰越明許費補正につきましては7ページを御覧ください。款14警察費の欄に記載しておりますとおり、総額で6億7,887万5,000円の繰越明許費補正としております。庁舎等整備費の3億863万7,000円、交通安全施設整備費の3億7,023万8,000円の2項目につきまして、繰越明許をお願いするものです。

なお、令和7年度高知県一般会計予算及び令和6年度高知県一般会計補正予算の事業内容などに係る詳細につきましては、後ほど会計課長から御説明させます。

それでは職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案について御説明します。説明資料の8ページを御覧いただきたいと思います。本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律、令和6年法律第42号ですが、この施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、こちらは平成3年法律第76号ですが、この一部改正を考慮し、育児を行う職員が請求することができる時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するとともに、職員が介護両立支援制度等を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じようとするものです。改正の具体的な内容につきましては、総務部等からの説明と同様の内容となりますので、重ねての説明は省略をさせていただきます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

〈会計課〉

◎三石委員長 続いて会計課の説明を求めます。

◎田中警務部参事官兼会計課長 それでは、令和7年度当初予算について御説明します。

9ページの公安委員会予算総括表を御覧ください。令和7年度の当初予算見込額は226億1,200万2,000円で、前年度比約3億9,715万9,000円、約1.8%の増額となっております。

まず歳入予算につきまして主なものを御説明します。10ページを御覧ください。

款8使用料及び手数料は6億7,229万4,000円で、前年度比2,016万1,000円、3.1%の増額です。増額の主な要因は、高知県警察手数料徴収条例等の一部改正によりまして、運転免許関係の各種手数料が新設、改正されたことなどによるものです。

12ページを御覧ください。款9国庫支出金は6億5,508万5,000円で、前年度比2,058万1,000円、3.2%の増額です。増額の主な要因は、室戸警察署建設事業を行うための警察庁からの補助金の増額などによるものです。

13ページを御覧ください。款15県債は14億9,790万円で、前年度比4,740万円、3.1%の減額です。減額の主な要因は、交通安全施設整備事業債について、道路整備に伴う移設事業などが減少したことによるものです。

続きまして歳出予算について御説明します。15ページを御覧ください。歳出予算につきましては、右側の説明欄に沿って主要な事業について御説明させていただきます。

まず項1警察総務費について御説明します。

目1公安委員会費の予算見込額は4億2,890万7,000円で、前年度比1億8,152万6,000円、29.7%の減額です。減額の主な要因は、運転免許証とマイナンバーカードの一体化事業によるシステム改修や端末の整備が終了したことによるものです。

右側の説明欄のとおり、細目1公安委員会運営費の予算見込額につきましては、1,869万6,000円で、主な内容は次のページにありますとおり、公安委員会委員、警察署協議会委員及び留置施設視察委員の報酬のほか、風俗営業や警備業、銃砲所持許可など、公安委員会が行う許認可事務に要する経費を計上しております。

細目2自動車運転免許費は2億9,911万5,000円で、運転免許証の作成や窓口事務の委託及び各種免許関係システムの維持などに要する経費です。

細目3安全運転講習費は1億1,109万6,000円で、運転免許の更新時講習や安全運転管理者講習等の実施に要する事務費などの各種法定講習に要する経費です。

次に、目2警察本部費について御説明します。予算見込額は177億8,976万7,000円で、前年度比5億1,804万7,000円、3.0%の増額となっております。増額の主な要因は、人件費について、令和6年度の給与改定により、給料や期末勤勉手当などが増加したことによるものです。

右側の説明欄の細目1人件費は165億2,359万5,000円で、職員の給与や退職手当などに要する経費を計上しております。

細目2一般運営費は11億7,939万6,000円で、廃棄物処理や電算処理システムの修正委託料のほか、庁舎の光熱水費、パソコンサーバーの賃借料など、警察業務を運営するための一般的な経費を計上しております。

18ページを御覧ください。細目3職員被服費は4,781万円で、警察官の制服の調達などに要する経費です。

細目4職員福利厚生費は3,896万6,000円で、職員の定期健康診断や深夜勤務者の特殊健診などに要する経費です。

続きまして目3施設整備費について御説明します。予算見込額は17億6,780万3,000円で、前年度比9,948万2,000円、6.0%の増額です。増額の主な要因は、室戸警察署建設事業や警察本部庁舎の照明設備改修事業など、工事請負費の増加によるものです。

右側の説明欄の細目1庁舎等整備費は15億973万3,000円で、室戸警察署新築工事のほか、安芸警察署、奈半利駐在所の新築移転に係る実施設計などに要する経費を計上しております。

19ページを御覧ください。細目2施設維持管理費は2億5,807万円で、警察施設の点検や

清掃委託など、庁舎や宿舍の維持管理に要する経費となっております。

次に、項 2 警察活動費について御説明いたします。

目 1 活動費の予算見込額は14億1,069万7,000円で、前年度比8,982万8,000円、6.8%の増額となっております。増額の主な要因は、警察用ヘリコプターの耐空証明検査による警察装備費の増加や、警衛警備対策事業による生活安全対策費の増加によるものです。

右側の説明欄の細目 1 一般行政費は、2 億2,775万3,000円で、被留置者の処遇費、犯罪被害者へのケアに要する経費、警察電話の維持費及び職員の採用や研修などに要する経費です。警察官の採用試験につきましては、昨今の受験者数の低下など、厳しい採用状況を踏まえ、S P I 方式での試験実施に要する経費を新たに盛り込んでおります。

20ページを御覧ください。細目 2 警察装備費は5 億1,618万6,000円で、警察用車両、警備艇の維持管理などに要する経費のほか、先ほど説明しましたヘリコプターの維持管理に要する経費を計上しております。

細目 3 生活安全対策費は2 億6,158万9,000円で、特殊詐欺被害防止対策、少年非行抑止対策、サイバー犯罪対策、南海トラフ地震対策、警衛警備対策などに要する経費です。被害が急増しておりますSNS型投資・ロマンス詐欺の防止対策としまして、広告動画を作成し、インスタグラムやフェイスブックなどに広告配信を行う経費を新たに盛り込んでおります。

21ページを御覧ください。細目 4 犯罪捜査費は2 億9,340万1,000円で、各種犯罪の捜査や暴力団などの組織犯罪対策及び犯罪鑑識のための経費で、暴力団追放に係る事務の委託のほか、各種捜査支援システムの賃借料や鑑定機器の保守などに要する経費です。

細目 5 交通警察費は1 億1,176万8,000円で、中高生の自転車マナーや安全意識の向上を目指したスクアード・ストレイト方式による自転車交通安全運転教室や取締資機材の整備のほか、各種機器の保守点検などに要する経費です。

なお、目 1 活動費には捜査用報償費が含まれており、計上額につきましては前年度と同額の1,500万円としております。

22ページを御覧ください。次に、目 2 交通安全施設整備費について御説明いたします。予算見込額は12億1,482万8,000円で、前年度比1 億2,867万2,000円、9.6%の減額となっております。減額となった主な要因は、道路整備に伴う信号機の移設事業などが減少したことによるものです。

右側の説明欄の細目 1 交通安全施設整備費は7 億2,179万5,000円で、信号灯機のLED化や信号制御機の改良、道路標識・標示の設置に要する経費を計上しております。

細目 2 交通安全施設維持管理費は4 億9,303万3,000円で、交通信号機などの保守点検や道路標識・標示の補修工事のほか、交通信号機の電気料、専用回線料などに要する経費です。このうち、横断歩道など道路標示の補修経費につきましては、前年度比でプラス1,000

万円の費用を盛り込んでおり、引き続き交通安全施設を適切に維持するための予算を確保していくこととしております。

続いて債務負担行為について御説明します。24ページを御覧ください。資料に記載しております5つの事業について債務負担行為をお願いするものです。

1つ目の情報管理システム電源装置賃借料は、各種システムのサーバーに接続している無停電電源装置につきまして、機器の老朽化に伴い、新たに10か年のリース契約で更新するための経費です。

2つ目の基本ソフト等の使用料は、県警察で使用しております業務端末等で、マイクロソフト社が提供するソフトウェアを使用するために必要なライセンス取得に要する経費です。

3つ目の機械警備委託料は、運転免許センター及び第2別館に開閉センサーや防犯カメラを含む機械警備システムを導入するための経費です。

4つ目の通信指令システム機器賃借料は、110番通報の受理及びパトカー等への指令を行うシステムで、令和7年度末の現行システムのリース満了に伴い、高度化更新するための経費となっております。

最後の電子線マイクロアナライザ賃借料は、捜査用の鑑定機器で、現行機器の老朽化に伴い、新たに10か年のリースで更新整備するための経費です。

続きまして令和6年度補正予算について御説明します。25ページ、公安委員会補正予算総括表を御覧ください。2月補正予算の見込額は8,187万4,000円の減額です。

まず、歳入予算について御説明します。資料の26ページを御覧ください。

款9国庫支出金の609万9,000円の減額は、国の補助金交付決定額が当初の見込みを下回ったことなどによるものです。

款15県債の5,510万円の減額は、入札結果や執行見込みによる不用額を減額補正したものです。

次に、歳出予算について御説明します。資料の27ページを御覧ください。

項1警察総務費は1,124万8,000円の減額で、当初見込んでいた退職者数に変化があったことによる退職手当の増額のほか、各事業の入札結果や執行見込みによる不用額を減額補正したものです。

28ページを御覧ください。項2警察活動費は7,062万6,000円の減額で、国の補助金の交付決定額が当初の見込みを下回ったことによる財源更正や、各事業の入札結果や執行見込みによる不用額を減額補正したものです。

続きまして繰越明許費補正について御説明します。資料の29ページを御覧ください。今回お願いしています繰越明許費の補正は2つの事業となっております。繰越総額は2億5,451万9,000円で、いずれの事業につきましても、当初計画していました出来高に達しな

かったことなど、予定していた期間での事業完了が困難となったことにより、次年度に繰越しさせていただくものです。

以上、御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎細木委員 説明の中でも若干触れられましたけど、なかなか警察官の成り手が少ない。採用試験にSPIを導入したということですが、その狙いを簡単に教えてください。

◎柿沼警務部長 御指摘のとおりでして、警察官の志望者、受験者が減少している状況です。まず、高卒、大卒の方の新卒者だけではなくて、既卒での転職者が警察官を志望しやすくなるために、民間で多く利用されているSPI試験を導入したいというのが一つありました。もう一つとしましては、大学の方の中で民間企業と併願をされている方につきましては、民間企業の多くでSPI試験を導入しておりますので、民間企業と併願をしやすくすることを可能にするためには、SPI試験がよいのではないかと思います。今回、大卒者を対象としまして、SPI試験を導入したということになります。

◎細木委員 警察官をはじめ、本当に警察で働く方は、苛酷な中で働かれていて、今回の消防の広域化の中でいろいろお話を聞かせていただくことがあって、消防職員も労働条件とか、ハラスメントの問題など改善しなければならない問題がたくさんあるとお話を聞かせてもらって、同じような面が警察の中でもあるんじゃないかと思います。ILOも含めて、団結権とか団体交渉権を、警察にも認めるべきだということで、ヨーロッパは労働組合があるのは当然なんですけど、日本共産党も、警察の方にも労働組合を結成できるようにという政策を持ってるんですが、労働組合がない今の現状の中で、署員の皆さんとか職員の皆さんから、こんなふうに改善してほしいとか、こういうハラスメント対策をしてほしいとかという、下から声が上がったときにどのようにその意見を酌み取って改善をしていくのか、どのような仕組みがあるのか、教えてください。

◎柿沼警務部長 まずハラスメントに関しては、警察としても根絶を目指しているところ。でして、ハラスメント相談員を置いております。ハラスメント相談員に相談する。どの所属のどのハラスメント相談員に相談してもいい形になっておりますし、また警務部警務課でハラスメントに関しては統括して指揮を執って、相談を受ければ、直ちに調査して、事実が確認できればしかるべき対応をしています。また、昨年は職員向けのアンケート等も実施しておりますので、若手や現場の職員の声を聞いて、業務改善に逐次生かしていくよう警務課として指導しています。

◎細木委員 いろんな問題もあると思いますが、そういう切実な改善してほしいというものをしっかり受け止めて、迅速に改善をして、できるだけ警察官になりたい人を増やせるように対応をお願いしたいと思います。

◎西森（美）委員 本会議場でもありましたけれど、ロマンス詐欺が増えてきてるなど肌

感覚で感じています。高知県内の状況を教えてください。

◎肥本生活安全部長 昨年中の件数にはなるんですけども、SNS型ロマンス詐欺の被害は56件発生しまして、被害額が約6億5,618万円となっております。

◎西森（美）委員 振り込め詐欺とかでもそうだと思うんですけど、御本人が被害に遭ったって、特にロマンス詐欺の場合は、御家族の方からそれは詐欺だって言われても、なかなか警察に赴かないケースとかもあったり、受け止めるのに時間がかかったりするケースがあると思うんです。恐らく御家族の方とかに連れられてきて、対応してくださっている警察の方は、いろいろ苦慮されているところもあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺りの取組を教えてください。

◎肥本生活安全部長 委員おっしゃるとおり、自分が被害に遭っていることをなかなか認めたくない方もおられまして、当然、家族の方と相談に来られるんですけども、警察としたら全て事件は受理するスタンスでありますので、まずそれを前面に出して受けるということ。あと、どんなことでも相談も受理していますということをアピールしていますので、いろんな相談も受けながら的確に対処していきたいと考えております。

◎西森（美）委員 私も男性、女性、それから年齢がかなり幅広いと思うので、振り込んだ後、救済措置のようなものもあると思うんですけど、お金を引き出されてしまったり、手渡しだったりしたら、ほとんど救済がないような現状だと思うんです。若い方がクレジットカードを全部、可能な限り、キャッシングで振り込んでいる現状があるときに、先ほど若い方に対するインスタグラムとかSNSで広報活動を行ってくださっていると、必要性を感じて積極的に取り組んでくださってるんだろうなと思うんですけど、クレジットカードをつくれる年齢も下がったので、自分がそうなるかもしれないという、我が事にしていく、そこを踏み込んで広報周知をしていただきたいなと思います。

◎肥本生活安全部長 本会議で本部長からも答弁があったと思うんですけども、ロマンス詐欺とかSNS型の投資詐欺は、被疑者からアクションが起こるより、自分がバナーを見たりしてタップして自分から進んでいくというのがどうしてもあります。昨年の被害を見ても約半分は端緒がSNS上のサイトからとか、バナーをタップしてからとなっております。その利用がまず多いだろうということで、そこにアピールをすることによって、幅広い年齢が主張している、幅広い年齢が利用しているところへ広報動画、こんな手口がありますよ、こういうのは詐欺ですよって流せばある程度効くんじゃないかということで、今回予算に計上させていただいているところです。

◎下村委員 関連で。今日の新聞報道にもあったんですけど、オンラインカジノの関係です。やっている側は、ある意味ゲーム感覚で課金して、いつの間にか犯罪行為をしていることが起こり得るという新聞報道もあったんですけど、県内の今の状況なり、対策、そこら辺はどんなふう考えられているのか。

◎肥本生活安全部長 オンラインカジノについては、違法性の有無についてはいろいろ収集した情報とか証拠に基づいて判断することになるかと思うんです。一般的にオンラインカジノというのが、たとえ外国で合法的に運営されていたとしても、日本からアクセスして賭博をすると賭博罪になることであったり、また世間一般に海外では合法に運営されてるから利用しても大丈夫ですとか、日本には取り締まる法律がないですよというところも何かささやかれると聞いています。その辺誤った情報があることも含めて、日本でオンラインカジノをすると犯罪になりますよと。やった本人は賭博罪に当たるでしょうけれども、宣伝したり、やってみたらどうかってなると、賭博幫助にもかかってきますよというところを前面にアピールしながら広報していきたいと考えております。

◎下村委員 ぜひ、特に子供たちの関係もそうなんですけれど、こうやってSNSで最近の状況を教育するとき、回っていくときなんかも、遊びでやっけていても危険なところに行っている可能性があるよということを、もう本当にお願いしたいのと、高知県でオンラインカジノの関係で検挙なり、その辺りはないでしょうか。

◎肥本生活安全部長 今のところは認知はしていない状況です。

◎横山委員 先ほど会計課長の説明の中で、交通安全施設を1,000万円増額したということで、大変重要な予算と思っています。地元の人からも薄くなったラインだったり、結構身近によく聞く話ですし、前も御説明を受けましたけれど、予算が厳しい中で1,000万円増額していただいたのは本当に地域の身近な安心・安全につながることで、引き続きこういった予算の確保に努めていただきますようお願いを申し上げます。

◎上田副委員長 交通渋滞についてお伺いします。鏡川大橋の渋滞に関しては対応していただいて、地域の方もすごく助かったとお話を頂いていますけれども、ドン・キホーテができて、知寄町のあの辺り、もともと夕刻とか渋滞するんですけれども、実はもう一つあの近くに大きなスーパーが入ります。渋滞がさらにひどくなるのかなと思うんですけれども、今、軌道敷、あそこの砂をのけて、東から来てもドン・キホーテに入れないようにコーン置いてますけれども、今後、あそこの渋滞をどう解消するとか、どんなに考えていますでしょうか。

◎柳瀬交通部長 ドン・キホーテのある交差点はちょうど路面電車と国道が交差する場面がありまして、どうしてもそこを優先的に制御しなくてはいけないということで、信号で滞留があるのは事実です。今の道路のキャパシティーではなかなか改善することが難しいのが現状です。新しいスーパーが来るというのは私は知らないんですけれども、今のドン・キホーテの開店のときに警察官も入れて交通整理をしたんですけれども、現状では通常のラッシュ時と比較してそれほど渋滞は発生していないものとは認識しております。なお今後、新たな渋滞が発生する要因があるんであったら、交通制御、信号制御自体を前後含めて見直していく必要があるのかなと考えております。

◎上田副委員長 旭は軌道敷を5丁目手前まで車が走れるじゃないですか。知寄町のあの辺ももともとUターン禁止なんですけれども、軌道敷を走れるようにしたら随分解消になるんじゃないかなという気がするんですけれども、そういったことを研究したことはないですか。

◎柳瀬交通部長 交通部内での検討ではあるんですけれども、バスを路面電車の軌道敷内を優先的に走らせたかどうかというのは検討したことはありますが、やはり右折との競合なんかがありまして、特段その渋滞緩和のメリットが見られないということになっております。

◎上田副委員長 今後検討していただければと思います。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、会計課の説明を終わります。

以上で、警察本部の議案を終わります。

《報告事項》

◎三石委員長 続いて、警察本部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

それでは、「警察職員の懲戒処分について」警務部長の説明を求めます。

◎柿沼警務部長 それでは、今回の懲戒処分につきまして私から御説明申し上げます。資料の2ページ目を御覧いただければと思います。

被処分職員は、行為当時、県内の警察署に所属しておりました30歳代の男性巡査長であります。

処分の理由につきましては、令和5年12月及び令和6年1月に、自身の妻が駐在所の業務を援助した日数が駐在所家族報償費の基準未満でありながら、事実とは相違する援助日数を記載した報告書を提出し、同手当合計14万2,000円を詐取したことに加え、令和6年2月、勤務基準として定められた警らまたは巡回連絡を行わず、駐在所内に在所してその職務を懈怠したものであります。

本件につきましては本年1月24日、高知地方検察庁に対し、有印私文書偽造、同行使、詐欺の事実で書類送致しております。処分につきましては同日付で停職6月の懲戒処分といたしました。

現職警察官によるこのような非違事案が発生したことは遺憾であり、今後はより一層、職員の身上把握と、これに基づく職務倫理や規律遵守に関する指導を繰り返し行うとともに、組織による業務管理の徹底を図り、再発防止に努め、県民の皆様からの信頼回復に向け、職員が丸となって全力で取り組んでまいります。

私からの説明は以上となります。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

《監査委員事務局》

◎三石委員長 次に、監査委員事務局について行います。

議案について事務局長の説明を求めます。

◎岡林監査委員事務局長 それでは、令和7年度の当初予算案について説明させていただきます。資料を御覧ください。令和7年度の当初予算は1億6,652万8,000円をお願いしております。

歳出予算の内容を右の説明欄に沿って御説明します。

まず1 監査委員運営費の監査委員報酬499万2,000円は、非常勤の監査委員3名の報酬です。

次の特別職給与費1,227万4,000円は代表監査委員の給与で、事務費242万円は4名の監査委員が出先機関などの監査を行うための旅費などの活動経費です。

2 人件費は、事務局職員16名の人件費です。

3 監査委員事務局運営費の工事監査委託料42万9,000円は、土木工事や建築工事などの監査の充実強化のため、技術的な調査を専門的な団体に委託するものです。

次のデータ作成委託料5万9,000円は、決算審査意見書のPDFデータの作成を委託するものです。

次の全都道府県監査委員協議会連合会等負担金は、全都道府県監査委員協議会連合会への負担金6万円と四国4県監査委員協議会への負担金1万円です。

次の職員研修負担金15万9,000円は、日本経営協会が実施する研修を受けるための経費です。

次の事務費1,474万2,000円は、3名の会計年度任用職員の報酬や、監査業務を行うための旅費などの事務局の活動経費です。

説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、監査委員事務局を終わります。

《議会事務局》

◎三石委員長 次に、議会事務局について行います。

それでは、議案について事務局長の総括説明を求めます。なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎中島議会事務局長 私からは、令和7年度当初予算と令和6年度の補正予算について総合的な説明をさせていただきます。

令和7年度につきましては、県政の最重要課題である人口減少対策や議員定数問題における調査検討をはじめ、議会のデジタル化の推進など、引き続き議員の皆様方をしっかりサポートできるよう、事務局全体で対応させていただきますとともに、円滑かつ適切な議会運営に向けて努力してまいります。

次に、提出議案についてですが、令和7年度当初予算につきましては、給与や旅費に係る条例の改正等に対応しますため、令和6年度と比較して2,456万2,000円の増額となる、総額で10億7,500万円余りの予算をお願いしております。また、令和6年度補正予算では、不用見込みとなった旅費など、435万円の減額をお願いしております。詳細につきましては総務課長から説明させていただきます。

簡単ですが私からは以上です。

〈総務課〉

◎三石委員長 続いて総務課の説明を求めます。

◎福島総務課長 令和7年度当初予算について御説明させていただきます。

議案補足説明資料の2ページを御覧ください。先ほど局長からも御説明しました令和7年度の議会事務局の予算は10億7,528万1,000円で、前年度との比較で2,456万2,000円の増額、率にして2%の増となっております。主な要因としましては、給与や旅費に係る条例の改正等に対応しますため増額になったことによるものです。

右端の説明欄を御覧ください。まず1議会運営費につきましては、議員の皆様方の活動に資する予算として、合計7億693万9,000円を計上しており、対前年度でおよそ1,170万円の増額となっております。

議員報酬や政務活動費交付金については、例年同様、所要額を計上しております。

次の運営費は、主に応召旅費や委員会の調査出張等、議会活動を行う際に必要な旅費や、議長、副議長の各種会議への参加のための旅費や交際費で、対前年度で1,500万円余りの増額となっております。主な要因としましては、先ほど申しあげました旅費額の改正や海外派遣に係る旅費の積み上げにより増額になったことによるものです。

2人件費の一般職給与費2億4,273万1,000円は、事務局職員29名分の給与等で、先ほども申しあげました給与条例の改正に対応するため、対前年度でおよそ1,000万円余りの増額となっております。

3事務局運営費は、1億2,561万1,000円を計上しており、対前年度で260万円余りの増額となっております。

右端の欄、まず議事記録反訳等委託料から、次のページの上から2つ目の委員会調査等出張業務委託料までの各種委託料については、いずれも本会議の運営や会議録作成に係る

音声データの反訳、委員会の出先機関調査、また県議会だよりの市町村への配布等に係る委託料です。

次の分担金等につきましては、全国都道府県議会議長会や各種協議会への負担金と、職員の能力向上を図るための研修等への参加費用を計上しております。

続いて一番下の事務費9,702万2,000円は、会計年度任用職員の報酬等や会議録、議会だよりの印刷製本費、旅費等、事務局職員が業務を遂行する上で必要な事務費を計上しており、対前年度比でおよそ340万円の増額となっております。増額の要因としましては、先ほど申しあげました会派等に配属しております会計年度任用職員の給与月額等や職員の旅費を増額計上していることによるものです。

令和7年度当初予算についての説明は以上です。

続きまして令和6年度2月補正予算について御説明させていただきます。補正額としては435万円の減額を計上しております。

右端の説明欄を御覧ください。まず1議会運営費につきましては、200万円減額しております。内容は運営費の応召旅費や海外派遣旅費等の執行状況を踏まえて減額するものです。

2事務局運営費につきましては、235万円減額しております。内訳は、委託料の入札残及び事務費の随行及び職員旅費等の不用見込額を減額しております。

説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎岡田（芳）委員 議員定数問題等調査特別委員会で、調査の予算を確保してほしいという意見等もあったんですけれども、3ページの委員会の調査の中に入ってるという理解でよろしいのでしょうか。

◎飯田議事課長 定数問題の調査の旅費につきましても、委員会の調査旅費として運営費に計上させていただいております。当初は県内調査を実施する予算で計上しておるところです。

◎細木委員 先ほどの、3ページの2段目の委員会調査等出張業務委託料、どちらに委託をしちゅうがでしょうか。

◎福島総務課長 バスを調達するための予算になっておりまして、受託するところはバス会社であったり旅行会社であったりする場合があります。

◎西森（美）委員 議事記録反訳等委託料なんですけれども、減額補正で115万円と。いろんなツールを使って随分御努力もしてくださっているのではないかなと思ったんですけれども、令和5年度の場合は64万円減額補正になって、令和6年度は115万円減額なので、当初予算は令和6年度よりも令和7年度が低いかなと思ったら増額されている。何か新しい試みがあってこの予算計上になっているのですか。

◎福島総務課長 令和6年度予算につきましては、通常の本会議や委員会に加えて、令和

6年度の予算作成前に定数問題の特別委員会は設置されることがほぼ決まっておりますが、人口減少対策のほうはまだ設置されることが決まらなかったこともあります。通常予算を編成するときには翌年度を想定した予算をつくりますので、定数問題の予算は取りました。もう一つ予備で特別委員会が設置されたとき用の予算を取ります。令和7年度予算につきましては、現在走っております定数問題と人口減少対策特別委員会があります。加えて令和7年度、もし仮に何か特別委員会が設置された場合も想定して予算を取っているところです。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、議会事務局を終わります。

以上で、議案についての審査は終了いたしました。ほかの委員会の採決が終わっていませんので、先に意見書を議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議なしと認めます。

それでは執行部は退席を願います。

採決の時間については、後ほど事務局から連絡をさせます。

(執行部退席)

《意見書》

◎三石委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案2件が提出されております。

まず、「持続可能な学校の実現を目指す意見書(案)」が、県民の会から提出されております。

意見書(案)の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎三石委員長 それでは御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ うちの会派で検討したんですが、内容的にちょっと乗れないというか、大分違うところありましたので不一致でお願いします。

◎ 主文とか、そういうところ。

◎ いろいろ検討したんですが、全体的にちょっと駄目でした。

◎ 分かりました。

◎三石委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書（案）」が、日本共産党、県民の会から提出されております。

意見書（案）の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎三石委員長 それでは御意見をどうぞ。

小休にします。

（小休）

◎ これもちっと自分たちも検討はしたんですけど、検討したというか、これはもう最初から全く不一致状態でした。

◎三石委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

お諮りいたします。

以上で、議案についての審査は終了いたしました。ほかの委員会の採決が終わっていませんので、本日の委員会は終了とし、採決については、17日月曜日に行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし）

◎三石委員長 それでは、採決については、17日の月曜日午後1時から行います。ほかの委員会の状況で遅れることがあれば、事務局から連絡させますので、よろしくお願いします。

本日の委員会はこれで閉会いたします。

（11時32分閉会）